

第28回宮城県・仙台市障害者スポーツ大会 アーチェリー競技大会

兼 第20回全国障害者スポーツ大会選考会

実施要項

1 目的

スポーツを通じて体力の維持・増進を図り、明朗快活かつ積極的な性格と協調精神を養い、明るい生活の形成に寄与するとともに、県民・市民との交流により、障害者に対する深い理解と関心の高揚を期し、もって障害者の社会参加促進に資することを目的とする。

2 主催

宮城県 / 仙台市 / 宮城県障害者スポーツ協会 / 仙台市障害者スポーツ協会

3 共催

社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会 / 社会福祉法人仙台市障害者福祉協会

4 主管

宮城県アーチェリー協会 / 杜の都アーチェリークラブ

5 協力

宮城県障害者スポーツ指導者協議会 / 仙台市障害者スポーツ指導者協議会

6 大会期日

2020年5月31日(日)

受付 8:45~9:15 / 弓具検査 8:45~9:15 / 開会式 9:30~9:40

競技 9:50~13:00 / 表彰式・閉会式 13:30

7 競技会場

仙台市新田東総合運動場アーチェリー場 仙台市宮城野区新田東4-1-1

8 出場資格

- (1) 2020年4月1日現在、満12歳以上の者で、身体障害者手帳所持者及び主催者が認めた者。
- (2) 大会出場に際して、特に健康上問題のない者。
- (3) 他の選考会(陸上・水泳・卓球・フライングディスク・ボウリング・団体競技北海道・東北ブロック予選)にエントリーしたものは、本大会へ出場できない。

9 競技種目

- (1) 競技種目は、男女とも次のとおりとする。
 - ① 50・30m ラウンド
 - ② 30m ダブルラウンド
- (2) 種別は、アーチェリー競技障害区分表(別表)による。
- (3) 部門は、リカーブ部門とコンパウンド部門とする。

10 競技規則

「全国障害者スポーツ大会アーチェリー競技規則」の他、本大会要項及び申し合わせ事項による。

11 出場制限

アーチェリー経験者で、弓具を個人で準備できる者。(弓具の貸出しは行わない。)

12 申込方法

出場希望者は申込票に必要事項を記入の上、下記の申し込み先に**2020年4月20日(月)までに**申し込むこと。尚、申込み締切り後のエントリー及び種目変更は、受け付けないので注意すること。

【申し込み先・問合せ先】 仙台市障害者スポーツ協会

〒983-0039 仙台市宮城野区新田東4-1-1

FAX: 022-236-8691 / e-mail: sdsa@pop21.odn.ne.jp

1.3 組み合わせ・競技日程

競技の組み合わせは、主催者において行う。競技日程は、大会プログラムにて提示する。

1.4 荒天時の取り扱い

原則として、雨天決行とする。ただし、やむなく中止とする場合は、競技会当日の午前6時00分までに、仙台市障害者スポーツ協会のFacebookに掲載する。緊急時は、070-5094-1390へ連絡し確認すること。

1.5 その他

- (1) 出場選手の健康・安全管理については、各自において十分配慮すること。主催者側においては、大会時の傷害保険の加入と応急処置を行う以外については一切責任を負わないものとする。なお、競技中の負傷に対する保証は、大会において加入する保険の適用範囲内とする。
- (2) 大会当日の昼食等は、各自で用意すること。
- (3) 参加申込書に記載の個人情報は、参加受付・プログラム作成等の本大会の運営、成績の報道発表、公式ホームページ等への掲載、大会主催者からの資料送付・情報提供に使用する。また、大会出場中における映像・写真・記事・記録等への掲載権は主催者に属する。

1.6 全国大会派遣選手の選考

- (1) 今大会の記録は下記全国大会への派遣候補選手選考の参考記録となり、別途開催される選考委員会において最終決定される。ただし、全国障害者スポーツ大会開催基準要綱により2020年4月1日現在、満13歳以上の選手が対象となる。なお、選考は全国大会主催者が指定した出場選手数に基づき、種目、障害区分、性別、出場回数等を考慮して行われる。

＜第20回全国障害者スポーツ大会：2020年10月24日～26日 於：鹿児島県＞

- (2) 全国大会への派遣は、仙台市内に居住する者は仙台市から派遣される。ただし、申込時に施設や学校等に入所及び通所並びに通学する者は、その所在地から参加できるものとする。(今年度の宮城県からの派遣はありません。)

【アーチェリー競技障害区分表】

●：男女別

	No.	障害区分	リカーブ	コンパウンド	
肢体不自由	1	第8頸髄まで残存	●	●	
	2	その他	●		
	切断・機能障害	3	上肢障害	●	
		4	下肢障害 (いす, 車いすの使用含む)	●	
		5	体幹	●	●
	6	脳原性麻痺 (脳性麻痺, 脳血管疾患, 脳外傷等)	●		
聴覚・平衡機能障害, 音声・言語, そしゃく機能障害	7	聴覚障害	●		
内部障害	8	ぼうこう又は直腸機能障害	●		

※ 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。